

# 甲賀市市制施行20周年記念「市民協賛事業」募集要項

～市民のみなさまに盛り上げていただく事業を募集します！～

## はじめに

甲賀市は令和6年（2024年）10月1日に市制施行20周年を迎えます。

この節目となる機会をとらえ、旧5町合併による新市誕生から今日までの歩みを振り返るとともに、市民の力を生かした「新しい豊かさ」によるまちづくりを市内外に強くアピールするため、市制施行20周年記念事業（以下「20周年記念事業」という。）を実施します。

20周年記念事業のPRおよび盛り上げに協力していただける市民、各種団体、企業等が実施する甲賀市市制施行20周年記念市民協賛事業（以下「市民協賛事業」という。）を本募集要項により募集します。

## 1 事業概要

市民協賛事業として承認した事業について、記念名義の使用および市が有する媒体でのPR、広報グッズの貸し出し等について、無償で協力します。

## 2 応募資格

20周年記念事業のPRおよび盛り上げに協力する市民、各種団体、企業等が実施する以下の要件のいずれにも該当するもの。

- (1) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施する事業であること。
- (2) 広く市民及び本市への来訪者を対象とし、20周年記念事業に関する広報機能を有していること。
- (3) 責任の所在が明確かつ信用力があると認められていること。
- (4) 実施に当たり公衆衛生、事故及び災害防止に係る十分な措置が講じられていること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団と関係がなく、そのおそれもないものであること。
- (6) 参加料、入場料その他主催者が事業に際し徴収する料金については、事業内容及び規模から見て、適当と認められる金額であること。

## 3 申請方法

以下の書類を揃えて、甲賀市役所政策推進課あてに提出してください。

- (1) 市制施行20周年記念市民協賛事業承認申請書（様式第1号）
- (2) 事業の企画書

- (3) 使用形態を示す見本等
- (4) 団体等の概要書
- (5) 事前の安全対策チェックシート

#### 4 支援内容

- (1) 「甲賀市市制施行20周年記念市民協賛事業」の名義使用
- (2) 市が有する広報媒体（広報、市ウェブサイト等）による事業のPR
- (3) 広報グッズ（のぼり旗）等の貸与

#### 申し込み・お問い合わせ先

甲賀市 総合政策部 政策推進課

〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地

電話 69-2105 FAX 63-4554 E-mail : koka10041000@city.koka.lg.jp